

EU REACH マイクロプラスチックの制限における

報告要件提案のパブコメ募集

欧州委員会は、2023年9月にEU REACHに基づいて、製品に意図的に添加されるマイクロプラスチックを制限する規則を採択しました。同規則は、REACHの付属書XVIIを改正するものです。同規則の施行後は、マイクロプラスチックを添加した対象製品の域内販売が順次禁止されます。

工業用地で使用される製品や使用時にマイクロプラスチックを放出しない製品については、販売禁止の対象から除外されますが、報告することが義務付けられています。

今回、ECHAは、合成高分子微粒子（SPM：synthetic polymer microparticles）の推定排出量の報告義務の実施に関する提案について、意見を2025年1月20日まで募集しました。

2026年以降に開始される報告義務については、エントリー78中の第11項と第12項に記載されています。しかし、報告ツール等、具体的にどのように報告を実施するかは未確定だったので、報告開始にあたり具体的な報告要件の提案が出されました。

以下はその提案の一部抜粋です。

マイクロプラスチックの定義	固形で粒子に含まれ、少なくとも1重量%を構成し、粒子の大きさは5 mm以下、または長さが15 mm以下で長さと直径の比が3より大きい
報告義務対象者	製造者、産業活動における川下ユーザーまたは供給者
報告スケジュール	2026年または2027年から毎年5月31日までにECHAに提出。使用形態に応じて開始年度が異なる。
報告対象となるSPM	工業用地での使用、医薬品や食品添加物、体外診断装置等の用途、使用中に物理的性質が変更され制限の範囲から外れる用途、固体マトリックスへの恒久的な組み込みなどが含まれる。
排出量	粒子の量と粒子中のSPM濃度、SPMの量、輸送中の排出等
報告ツール	IUCLIDで報告書を作成し、ECHAにREACH-ITを通じて提出

報告開始が早い、ペレット、フレーク、パウダーの形態のSPMについては、製造者および産業活動における川下ユーザーが2025暦年の推定排出量を2026年5月31日までにECHAに報告することになります。今年の活動が報告対象になることから、今後のECHAの発表が注目されます。

参考：

ECHA | Previous calls for comments and evidence

https://echa.europa.eu/previous-calls-for-comments-and-evidence/-/substance-rev/78701/del/50/col/synonymDy_namicField_1496/type/desc/pre/1/view

ECHA | Reporting System Proposal

<https://echa.europa.eu/documents/10162/7c2496e2-c591-c330-a9b4-be70a9634e4a>

ECHA | BACKGROUND NOTE: CONSULTATION ON THE IMPLEMENTATION OF THE REPORTING REQUIREMENTS OF THE MICROPLASTICS RESTRICTION UNDER REACH

<https://echa.europa.eu/documents/10162/df9d2812-fc37-a742-bec7-7131db53cd40>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TNビル 5 階

HP : <https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>